

しが環境学習担い手育成に係る活動支援補助金
募集要領

令和8年（2026年）5月

滋賀県環境政策課

しが環境学習担い手育成に係る活動支援補助金について

しが環境学習担い手育成に係る活動支援補助金（以下「補助金」という。）は、今後も県内で長く活躍する環境トップリーダーの育成を図るため、将来性が期待される環境学習等に取り組む個人・団体に対し、補助を行うことを目的としています。

当補助金は、しが環境学習担い手育成に係る活動支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づいて行う事業です。

【受付期間】

令和8年6月10日（水）～12月31日（水）

※随時募集および審査を行います。予算上限額に達した場合には予告なく受付を終了するため、予めご了承ください。

【提出方法】

メール、郵送、持参のいずれかの方法で提出してください。

※提出確認のため、メールおよび郵送にてご提出いただいた際には、お電話にてご連絡ください。

【提出先および問合せ先】

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 企画・環境学習係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁本館4階

TEL 077-528-3453 メール biwako-es@pref.shiga.lg.jp

◆「環境学習」とは

「滋賀県環境学習の推進に関する条例」では、環境学習とは「環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、環境に対する理解を深めるとともに、環境保全行動につなげていく意欲および問題解決に資する能力を高めていく教育および学習」と定義されています。

本補助金では、講義形式のプログラムだけでなく、自然観察会や清掃活動の開催など、子ども等が実際の体験を通して環境に関する学びを深めることができる環境活動等についても、環境学習の1つであると捉え、補助の対象としています。

1 補助対象者

補助金の交付対象者は、環境学習の指導者として活動を行う個人・団体のうち、次に掲げる要件を全て満たしていることが必要です。ただし、政治活動・宗教活動を目的とする個人・団体は対象外です。

- (1) 令和5年度以降に、滋賀県琵琶湖環境部環境政策課（以下「当課」という。）が実施した人材育成に係る以下の事業に参加した実績があること。
 - ア 自然体験プログラム実践講座
 - イ 自然とふれあう遊びと学びのたいけんフェア（出展）
 - ウ しが環境学習担い手育成事業
- (2) 個人の場合は県内に在住していること。団体の場合は県内に事務所等を有すること。
- (3) 環境学習の指導者として、採択年度以降も活動の継続を予定していること。
- (4) 滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれにも該当するものでないこと。（暴力団やそれに関連するものでないこと）
- (5) 県税、消費税等に未納がないこと。

2 補助対象事業

次のいずれかを満たす事業が対象です。ただし、保育所や学校等が取り組む事業については対象外とします。

- (1) 本県の環境学習の推進に資する事業（活動場所は県内に限る）
 - 例）○自然体験教室、セミナー、ワークショップなどの開催
 - 将来的に自然体験の場として活用を検討している場所の植生調査など
- (2) 補助事業者の環境学習に関するスキルアップに資する事業
 - 例）○自然観察指導員講習会（主催：日本自然保護協会）など、環境学習の指導者としてのスキルアップに資する講座の受講

<参考：保育所や学校等が対象の補助制度>

○しが自然保育認定制度（担当：滋賀県琵琶湖環境部森林政策課）

対象：保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設を運営している団体、認可外保育施設など継続的に保育等を行っている団体

詳細：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/310874.html>

○小・中・高等学校等に対する環境学習支援事業（滋賀県琵琶湖環境部環境政策課）

対象：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

詳細：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/hozen/13250.html>

3 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接必要な次に掲げる経費のうち、以下の表に掲げる経費とします。

(1) 本県の環境学習の推進に資する事業

講師への謝金・旅費、消耗品費（教材、工作材料など）、印刷費、広告宣伝費、保険料、会場費、賃借料（工具など）、その他知事が必要と認めた経費 ※消耗品は、原則として1品目あたりの単価が税込み10万円未満のものとし ます。また、パソコンなど汎用性の高いものは対象外とします。
--

(2) 補助事業者の環境学習に関するスキルアップに資する事業

講座等への参加費・受講料、その他知事が必要と認めた経費 ※食費、旅費は対象外とします。
--

4 補助率

補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、補助限度額は1個人・団体当たり10万円以内とします。なお、補助事業として採択された場合も、予算額の都合により補助額は申請額を下回る場合がありますので、ご注意ください。

5 申請手続等

(1) 申請書類

ア 申請書類は表1のとおりとし、必要に応じ追加資料および説明を求めることがあります。なお、申請書類等の返却はしません。

イ 書類は、原則として日本産業規格A列4番（縦用紙）を使用して作成することとし、これによりがたい場合は、日本産業規格A列3番（横用紙）を使用するものとします。

ウ 書類等に使用する言語は日本語によることとし、通貨単位は円とします。表記は原則として横書きとしてください。

(2) 審査

ア 申請書類等に基づき審査を行いますので、表2の審査基準を参考にして書類を作成してください。

イ 必要に応じてヒアリングを行います。（ヒアリングに際し、追加資料の作成をお願いする場合があります。）

ウ 申請内容の審査は事務局（滋賀県環境政策課）で行います。審査は非公開で行い、審査経過に関するお問合せには応じません。

(3) 通知

審査結果（採択または不採択）について、県から申請者あてに文書でお知らせします。採択された場合は、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

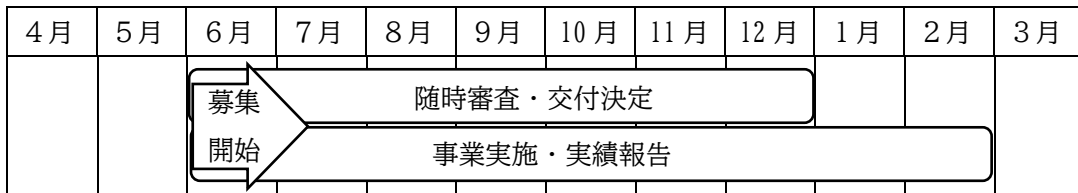
(4) 公表

採択された場合には、申請者名、事業計画名、補助金額等を公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

6 補助事業期間等

補助事業期間は、交付決定日から採択年度の2月28日までとします。

※基本的な流れ



7 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた場合、交付要綱に基づき以下の条件を守っていただきます。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分または内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、その旨事前に承認を得ること。ただし、事業計画および補助金の交付決定額に変更をきたさないものならびに当初の事業との同一性が認められるものである場合は、事前の承認は不要とします。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業の完了した翌日から起算して30日以内または当該年度の2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- (4) 交付対象事業についての収支帳簿を備え、かつ当該収入および支出等についての証拠書類等を補助事業が完了した日（補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (5) 補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して3年間は、年に1度、当該補助事業を活用した取組について、当課に成果報告を行うこと。なお、成果報告の手法は指定しない。

8 注意事項

- (1) 補助金の支払いは、概算払いまたは精算払いとする。
- (2) 同一の事業内容で、国または地方公共団体等から補助金、助成金等を受けている場合は、補助対象外となります。

- (3) 本制度の趣旨に沿わない反社会的な行為や活動の成果が期待できないと判断された時は、直ちに補助金の交付決定を取り消します。

9 その他

- (1) 申請書類等は、以下のリンク（滋賀県ホームページ）からご覧いただけます。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/hozen/350620.html>
- (2) 採択年度末に、補助事業者を一堂に会し、補助事業者の交流を兼ねた採択事業の成果報告会の開催を検討しています。

表1 申請書類

申請書類
<ul style="list-style-type: none">・ しが環境学習担い手育成に係る活動支援補助金交付申請書・ 事業計画書・ 収支予算書・ 個人・団体に関する調書・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書・ 県税に関する誓約書兼調査に関する同意書

表2 審査基準

審査項目	審査基準
期待される事業効果	子どもから大人まで、幅広い対象者の環境意識向上が期待されるものか。
	持続可能な社会づくりに資するものか。
	ウェルビーイングの実現に資するものか。
独自性・先進性	他の団体等のモデルとなる事業や団体であるか。
持続可能性・将来性	10年後にも活動を継続するための工夫・対策に取り組んでいるか。将来性が期待できる事業や団体であるか。
実現可能性	補助事業期間内に事業を確実に実施できるか。